

上田市地域建設業経営強化融資制度に係る債権譲渡に関する事務取扱要領

平成21年2月20日

最終改正：令和3年4月1日

(趣旨)

第1 この要領は、上田市が発注する建設工事を請け負う中小・中堅元請建設業者（原則として資本の額又は出資の総額が20億円以下、又は常時使用する従業員の数が1,500人以下の建設業者とする。以下「元請負人」という。）が地域建設業経営強化融資制度（平成20年10月17日国総建第197号、国総建整第154号長野県知事あて国土交通省建設流通政策審議官通知に基づくものをいう。以下「本制度」という。）を利用する場合における本市工事請負契約書第5条第1項ただし書に基づく請負代金債権の譲渡承諾に係る事務取扱に関し、必要な事項を定めるものとする。

(債権譲渡の対象工事)

第2 本制度により債権譲渡を承諾する対象工事は、本市が発注する建設工事で前金払いの支払を受けたものとし、次のいずれかに該当するものを除く。

- (1) 低入札価格調査制度実施要領に基づく低入札価格調査の対象となった者と契約した工事。
- (2) 債務負担行為に係る工事。ただし、最終年度の工事であって年度内に終了見込みのものを除く。
- (3) 繰越工事及び繰越が見込まれる工事。ただし、前年度からの繰越工事であって年度内に終了見込みのものを除く。
- (4) 履行保証を付した工事のうち、市長が役務的保証を必要とするもの。
- (5) 市長が債権譲渡の承諾を不相当と認めた工事。

(債権譲渡の範囲)

第3 本制度により債権譲渡を承諾する債権の範囲は、次に定めるとおりとする。

- (1) 当該工事が完成した場合には、工事請負契約書第32条第2項の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相当する工事請負代金額から、前払金、部分払金及び当該工事請負契約により発生する本市の請求権に基づく金額を控除した額。
 - (2) 当該工事請負契約が、途中で解除された場合には、工事請負契約書第54条第1項の出来形部分の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から、前払金、部分払金及び当該工事請負契約により発生する違約金等の本市の請求権に基づく金額を控除した額。
- 2 変更契約により請負代金額に増減が生じた場合には、元請負人と債権譲渡先との間の債権譲渡契約証書の請負代金額及び債権譲渡額は変更後のものとする。

(債権譲渡を承諾する時点)

第4 債権譲渡の承諾は、当該工事の出来高（第2第2号にあっては、最終年度の工事にかかる出来高）が、2分の1以上に到達したと認められる日以降とする。

(債権譲渡先)

第5 債権譲渡先は、長野県建設事業協同組合連合会の会員である建設事業協同組合（以下「組合」という。）又は建設業の実務に関して専門的な知見を有すること、本制度に係る元請負人への貸付事業を確実に実施できる財産的基盤及び信用を有すること等の要件を満たす者として、財団法人建設業振興基金が、被保証者として適当と認める民間事業者であって、元請負人への資金供給の円滑化に資する資金の貸付事業を行う者（以下「民間事業者」という。）とする。

(債権譲渡の承諾手続き)

第6 本制度による債権譲渡の承諾手続きは、次のとおりとする。

(1) 市長は、債権譲渡の承諾に当たっては、元請負人から次の申請書類等を提出させるものとする。

ア 債権譲渡承諾依頼書（様式第1号） 3通

イ 発効日から3月以内の元請負人及び債権譲渡先の印鑑証明書 各1通

ウ 保証委託契約約款等において、工事請負代金債権の譲渡につき保証人等の承諾が必要とされている場合には、当該譲渡に関する保証人等の承諾書 1通

エ 支払状況・支払計画書 1通

(2) 提出された申請書類等の内容を確認の上、受理すること。この場合において、市長は、承諾又は不承諾の決定のための手続きを速やかに行い、債権の譲渡を承諾するときは、承諾書の確定日付欄に確定日付を記載した後、債権譲渡承諾書の1通を控えとし、2通を元請負人に交付するものとする。また、債権譲渡を承諾しない場合は、債権譲渡不承諾通知書に理由を付し、2通を元請負人に交付するものとする。

(債権譲渡の通知)

第7 元請負人及び債権譲渡先は、市長による債権譲渡の承諾を受け、本制度による債権譲渡を実行した場合は、債権譲渡契約証書及び債権譲渡通知書（様式第2号）を作成後、速やかに元請負人が債権譲渡通知書を市長に提出するものとする。

2 前項の通知書には、元請負人が債権譲渡先へ提出した支払状況・支払計画書の写しを添付するものとする。

(融資時の出来高確認)

第8 融資時の出来高確認は、原則として債権譲渡先が行うこととする。

2 前項の規定による出来高確認を行うに当たり、現場確認の必要がある場合は、債権譲渡先は、工事の出来高確認を市長に依頼することができる。

3 前項による工事の出来高確認の依頼があった場合において、市長は、工程に支障のない範囲で工事現場への立ち入りを書面又は口頭により承認し、立入りに必要な調整を行うものとする。

(債権譲渡先からの融資実行報告)

第9 本制度により、元請負人及び債権譲渡先が金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づく融資が実行された場合は、連署にて転貸融資実行報告書を作成後、元請負人が市長に速やかに提出するものとする。

(工事請負代金の支払)

第10 債権譲渡承諾後は、部分払を行わないものとする。

2 市長は、債権譲渡先からの工事請負代金の請求に当たっては、工事請負代金請求書（様式第3号）及び債権譲渡承諾書の写しを各1通提出させるものとする。

3 市長は、提出された請求書等の内容を確認の上これを受理し、所定の手続を経て工事請負代金を支払うものとする。

(保証事業会社の金融保証による融資の実行報告)

第11 本制度における保証事業会社の金融保証による融資が実行された場合は、元請負人は、速やかに公共工事金融保証証書の写し及び融資実行報告書を市長に提出するものとする。

2 前項の報告書には、元請負人が保証事業会社へ提出し、確認を受けた借入金使途内訳明細書の写しを添付するものとする。

(留意事項)

第12 元請負人の当該請負工事に係る契約不適合責任及び工事請負契約等に基づき市に対して負う債務は、工事請負代金債権が債権譲渡先に譲渡された後においても、なお存続するものとする。

(補則)

第13 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成21年2月20日から施行し、令和8年3月31日までの間に限り効力を有するものとする。

附 則

この要領は、平成24年1月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年3月31日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年2月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年3月23日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年3月23日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。